

担当 管理係長 補佐 課長

財政課長

24955-2589
平成25年3月25日

延岡市長 殿

宮崎県知事 河野 俊

平成24年度道整備交付金事業（林道）補助金の変更交付決定について（通知）

平成25年3月25日付け延農整第295号で変更交付申請のあった宮崎県道整備交付金事業（林道）補助金交付要綱に基づく、平成24年度道整備交付金事業（林道）補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第4条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

1 交付決定額	既交付決定額	金35,093,000円 (115.3.16付)
	今回増額交付決定額	金17,280,000円
	合計交付決定額	金52,373,000円

2 交付決定の内容

(1) 補助金の交付の対象となる事業は、平成25年3月25日付け延農整第295号で申請のあった補助事業として、その内容は変更交付申請書記載のとおりとする。

3 交付決定に付した条件

(1) 補助事業者は、補助事業により開設した林道については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従って使用しなければならない。また、補助金交付の年度の翌年度から起算して8年以内に当該林道の全部又は一部を転用、若しくは用途変更しようとするとき、又は補助目的を達成することが困難となると判断するときはあらかじめ知事の承認又は認定を受けることとし、当該林道の開設に要した交付金額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 公共、公共用および天災地変その他やむを得ない理由のため、(1)によりがたい場合には知事に協議することができるものとする。

(3) 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければならない。

また、当該財産の処分については、知事の承認を受けなければならない。

なお、知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(4) 補助事業者は補助事業が完了した場合又は当該事業が中止、若しくは廃止



合において、当該により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、遅滞なくその品目、数量及び金額を知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 補助事業者は、関係書類を補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- (6) 補助事業者が、知事の付した条件に違反した場合は、県は補助事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消しすることがある。
- (7) この補助金にかかる法令、規則、要綱、要領に従うこと。

(文書取扱 森林経営課)